

# ご存じですか？ 平成26年度の間伐事業などの支援制度

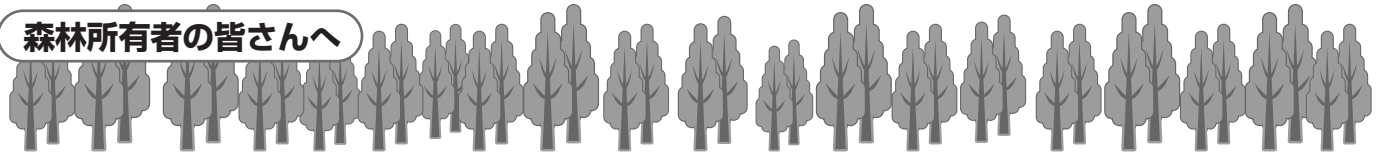
## ① 施業を集約化し、間伐などをする場合の補助事業

■造林事業（国庫事業） 下表以外の作業種…再造林、鳥獣害防止施設、下刈、森林作業道など

※保育間伐が追加となりました。

区分	作業種	対象林齢	作業内容	事業規模	伐採率	補助要件など	補助率
森林環境保全直接支援事業	除伐	～25年生 (除伐)	不用木の除去、 不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地	規定無	下記の①、②のいずれかに該当していること。	68%
	保育間伐	A:～35年生 (保育間伐A)	A:不用木の除去、 不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地	30%	①森林経営計画の認定を受けた者。 ②森林施業計画の認定を受けた者。 ③特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者。	
		B:林齢制限なし (保育間伐B)	B:伐採木の平均胸高直径が18cm未満の不用木の除去、不良木の淘汰			●②については、残計画期間に限る。	
	搬出間伐	～60年生 ※森林経営計画に基づく場合は標準伐期齢の2倍以下の林齢	不用木の除去、 不良木の淘汰、 搬出集積	0.1ha以上／施行地		①森林経営計画に基づく場合 森林経営計画ごとに間伐・更新伐の施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m3以上	
更新伐	～90年生	不用木の除去、 不良木の淘汰、 支障木やあばれ木などの伐倒、 搬出集積	②森林施業計画または特定間伐等促進計画に基づく場合 集約化実施計画ごとに間伐・更新伐のそれぞれにおいて施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m3/ha以上	●②については、残計画期間に限る。 ●いずれも事前計画の提出が必要。 (森林作業道の計画を含む)			
環境林整備事業	間伐	～60年生 (保育間伐C)	不用木の除去、 不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地		下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①県・市町村（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と締結した場合、または寄付や分収契約解除などにより公有林化した森林で実施した場合に限る。） ②森林整備法人、森林組合、森林法施行令第11条に定める特定非営利活動法人など（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施することを除くこととし、地方公共団体および森林所有者と協定を締結した場合に限る。）	保安林または市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林（72%） その他（36%）

森林所有者の皆さんへ



② 自分で自分の山を手入れする場合の補助事業（自伐林家などを含む）

■ 緊急間伐総合支援事業（県事業） ● 公益林保全整備事業【森林環境税】

下表以外の作業種…路網整備（500～1,500円/m） 申込先→市町村

※公益林保全整備事業については、対象年齢の上限を引き上げました。

作業種	対象林齢	事業名	事業規模	伐採率	補助要件など	補助率
間伐	11～60年生	公益林保全整備事業（保育間伐）	0.1ha以上／ 施行地	30%	保安林または市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林で集約化が困難な森林	定額 80,000円/ha
	31～60年生	森林整備支援事業（搬出間伐）			国庫補助事業の対象とならない森林	定額 183,000円/ha

■ 自伐林家等支援事業（県事業）

※平成26年度より、緊急間伐総合支援事業に統合しました。

■ みどりの環境整備支援交付金（県事業）【森林環境税】

…造林事業への嵩上げ（造林事業と合計で概ね90%相当）

※平成26年度より、保育間伐の単価を区分し定額23,000円/haを新設しました。

作業種	対象林齢	補助要件など	補助率
除伐	11～25年生	除伐：不用木の除去（森林環境保全直接支援事業）	定額 54,000円/ha
保育間伐	11～35年生	保育間伐A：不用木の除去、不良木の淘汰（森林環境保全直接支援事業）	定額 35,000円/ha
	11～45年生	保育間伐B：伐採木の平均胸高直径が18cm未満の不用木の除去、不良木の淘汰（森林環境保全直接支援事業）	定額 23,000円/ha
	11～45年生	保育間伐C：不用木の除去、不良木の淘汰（環境林整備事業）	

再造林およびシカ被害防護施設に対する支援制度



■ 森林資源再生支援事業（県事業）…造林事業への嵩上げ

作業種	補助要件など	補助率
再造林	造林補助事業で採択された人工造林および附帯施設などの整備（鳥獣害防止施設などの整備）とする。 ただし、シカ被害防護施設については、再造林と一体的に実施するものとする。	22%以内（造林補助率68%の場合は、合わせて90%となる。）
シカ被害防護施設		

○お問い合わせ 黒潮町役場 佐賀支所 海洋森林課 ☎55-3115（直通）  
 幡東森林組合 ☎55-2021  
 幡多林業事務所 ☎35-5977  
 高知県 木材増産推進課 ☎088-821-4602